

北川町長と
面談予定

談合疑惑→

ふるさと交流村計画
見直しに当たって

第三者委員会の設置で究明を 町民意向調査の実施を

11月10日、北川豊昭町長が初登庁し、新町政がスタートしました。

西澤議員は町民の暮らしと営業を守る上での緊急要望と当面する町政運営にかかわる事項をもとに、町民有志とともに面談する予定です。

11月20日に提出した要望事項を紹介します。

公平・公正な対応を

町民は新しい町政に対してそれぞれの立場で、どのような町政運営が展開されるのか注目していることと、思います。山積する課題に対し、公平・公正な立場で果敢に取り組まれることを希望しております。

私たちは、北川町政の良い施策には賛成し、間違っただけのものには反対し、改善を求め、甲良町政がさらに前に進むよう町民と共同して取り組む立

場を明らかにしているところです。

つきましては、北川町政の当面する町政運営と年末に向けての緊急要望等に限定して下記の事項を要請いたします。

、ふるさと交流村計画について

「内容・規模を見直し、町民の負担を軽減する」は北川豊昭町長の最大の公約だったと思います。「内容・規模を見直し」の中身は大変幅が広いものです。金屋地先への一日も早い直販所移設を望んでおられる生産者の方も、ただやみくもに「早く開設」を望んでおられるのではないと思います。一方、立地条件、生産体制、管理経営主体と基本方針など根本的な問題は解決しておらず、不安を抱く町民も多いと思います。町民的論議と町民合意の形成が何よりも大切だと考えます。

1、山崎前町長が発表した「ふるさと交流村計画」(コンビニ、直売所、レストラン、シャワー室、緑のカフェ、広場など)をいったん白紙に戻すことが出

発点になると考えます。

2、北川町長の公約である「内容・規模を見直し」について、「何をどのように見直すか」との方針を策定するにあたって、住民意向調査を実施することが一番ふさわしいと考えます。

3、直売所充実の必要性を明確にした上で、設置場所・規模・生産体制・経営責任の範囲など町民合意が得られる内容とすること。

4、「ふるさと交流村計画運営推進員」制度は見直し、「離職を余儀なくされた者」という緊急雇用対策の趣旨に沿って甲良町民の雇用拡大を重視すること。



5、ふるさと交流村計画運営協議会の議題を、「見直し方針」に沿って整理し、再構築すること。そして、同協議会の協議結果を毎回町民に公表すること。

6、金屋の用地の本造成だけは着工するとの話が出ていますが、これは容認できません。「見直し」の内容も定まっていない時期に「従来路線の延長」という既成事実となりかねず、町民の期待に背くことにもなりかねません。また、方針が定まらない事業へのムダな支出になる懸念が指摘されます。今後明らかになるであろう「見直し方針」が確定するまで「ふるさと交流村計画」にかかわる税金の投入は行わないこと。

7、「見直し」にかかわる作業スケジュールと内容を町民に公表すること。

甲良民報

2009年11月22日 432号
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在士463
Tel.Fax38-4949

メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com

ホームページ：グーグル「西澤伸明」で検索

◆日本共産党の見解を紹介します。

、町民のくらしと営業をまもる緊急要望

経済情勢の悪化による年末・年始に向けた緊急施策を重点に以下の事項を要望します。

- 1、失業者への緊急対応策（生活つなぎ資金貸付、諸税の減免・徴収猶予、住宅の確保、空き家のあっせんなど）を早急に策定すること。
- 2、健康と命を大切にす立場から国民健康保険の資格証は原則発行しない立場とし、本人・家族の病気治療時には短期保険証の対応とすること。
- 3、家計応援と中小建設業者の仕事起こしの支援に効果的な住宅リフォーム補助制度を創設すること。（彦根市、長浜市、豊郷町、愛荘町、多賀町などが実施）
- 4、中小企業の借入金対策（セーフティーネット保証、借換債、返済猶予など）を強化すること。
- 5、生活保護相談を気軽に出来るように充実すること。
- 6、町営住宅建て替え計画（公営住宅ストック計画）の再開を再開に向けての作業順序を

明らかにすること。

老朽化した住宅の取り壊しに着手するまでの期間限定を条件にした入居を認め、緊急に公募すること。

建て替え計画が定まらない場合でも入居期限を設けての入居募集を行うこと。

、当面する町政運営について

「開かれた町政」を実現するためには、どの団体・個人・地域にも偏らない公平な町政運営が何よりも重要だと考えます。

- 1、「開かれた町政」を実現するために
町長交際費を公開すること。
議会にも働きかけて議会の本会議・委員会を防災無線で中継（生、あるいは録音）すること。
- 2、不正のない、公平な甲良町政めざして
談合のない公正な入札制度を作るため第三者（弁護士など第三者で構成）による委員会を設置すること。
最近起きた「談合疑惑」に関し、上記の第三者による委員

会に諮問し、行政として真相の解明を行うこと。

7月9日に執行された入札では議員が入札に参加したことが確認されています。「脱法行為」に対する処分は必要でないのかどうか明らかにすること。呉竹センター改築工事に関わる暴力事件（本年8月20日他）の真相を解明し、経緯を公表すること。

呉竹センターの解体工事におけるパイル抜き取り工事がされていない疑惑が指摘されており、この真相・経緯を公表すること。

あなたのご要望を

来年度予算編成に反映させてゆきたいと考えますので、みなさんのご要望・ご意見などドシドシとお寄せくださいばうれしいです。



25日：臨時議会

就任直後の機会 所信表明と質問許可を

西澤議員は16日、当面の議会運営にかかわる提案・要請を山田議長と濱野議運委員長に書面で行いました。ところが、当日開かれた議会運営委員会では、この提案があったこと自体も報告されませんでした。

16日の議会運営委員会では、北川前議員失職（町長選立候補による）にともなう役職の選任と当局提出の議案のみで、臨時議会として新町長の所信表明を求めることも、所信表明に対する質問を設定することも話し合われませんでした。

山崎町長当選後の臨時議会（2005年11月）では「所信表明と質問」が設定され、大町議員、北川豊昭議員、田中議員（いずれも当時）、西澤議員が質問していました。

議会論議の活性化を

16日、西澤議員が提案・要請した事項を抜粋・要約して紹介します。

【議会運営委員会の補充】

議会運営上の要をなす委員会であり、多様な意見を反映することが必要です。従来から提案しているように幅広い年齢、階層、委員会所属などと共にすべての政党の主張・立場を反映し、協議できる構成とすることが重要です。

【新町長の所信表明】

新町長就任直後の議会であり、基本方針などの所信表明演説の機会を設けること。

新町長の所信表明演説を受けて議員の質問を受け付けること。

少なくとも3日間の会期を設けること。

【議会中継】

「議会公開の原則」をさらに進めるため、防災無線で一般質問を中継（生あるいは録音）すること。

【質問時間制限の大幅延長】

「質問3回制限」廃止と「35分」を延長すること。